

2. わが国のアンチ・ドーピング規則違反事例 の分析とアンチ・ドーピング活動

赤間高雄*

●はじめに

世界アンチ・ドーピング機構が公開している資料¹⁾によると、2014年の1年間に世界全体で実施されたドーピング検査は282,947検体であり、そのうち禁止物質が検出されたのは3,153検体(1.1%)である。2014年に日本で実施された検査は5,728検体、うち禁止物質が検出されたのは19件(0.3%)であり、世界平均の1/3以下の検出率である。禁止物質が検出されても治療使用特例(TUE)を付与されている場合などは違反にはならないので、違反が確定した件数をまとめた資料²⁾をみると、2013年に実施された検査において全世界では0.8%(1,687/207,513)の違反があったのに対して、日本では0.1%(6/6,028)の違反が発生している。日本は世界平均と比較して、アンチ・ドーピング規則違反の発生率が低いことは明らかである。しかし、日本でアンチ・ドーピング規則違反者は毎年発生しており、減少傾向はみられない(図1³⁾)。日本のドーピングを根絶するために、アンチ・ドーピング規則違反事例を分析して、日本のアンチ・ドーピング活動として必要なことを考察する。

●日本のアンチ・ドーピング規則違反の内容と問題点

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)がホームページで公開しているアンチ・ドーピング規則違反事例³⁾を分析した。2008年度の違反10件のうち、アンチ・ドーピング規則の理解が不足していたために治療目的で使用していた

薬剤によって違反になったと思われる事例が6件あった。2012年の違反は8件で、そのうち禁止物質を治療目的で使用したと認定されたのは4件で、禁止物質の使用は治療目的ではないのが3件(うち1件は2回目の違反)、さらに検査拒否が1件あった。2013年度の違反は7件、そのうち治療目的と認められたのは2件のみであった。治療薬とは考えられない蛋白同化薬による違反は4件で全て同一競技であった。2014年度は7件の違反のうち、知識不足や不注意により治療薬が原因で違反となったものが6件あった。

日本のアンチ・ドーピング規則違反は知識不足や不注意による治療薬の使用が原因の違反が続いており、選手やサポートスタッフへのアンチ・ドーピング情報のさらなる提供が必要である。また、近年は治療薬の使用ではない、意図的と考えられるドーピングの事例も目立っており、ジュニア世代からのアンチ・ドーピング教育の充実が必要と思われる。同じ年度内に意図的と考えられる複数の違反者をだす競技があり、特定の競技に対する重点的なアンチ・ドーピング活動も検討されるべきであろう。

日本のアンチ・ドーピング規則違反の原因となった治療薬では、メチルエフェドリンが目立つ。感冒薬等に含まれるエフェドリン類は、海外ではプソイドエフェドリンが多いが、国内ではメチルエフェドリンを含有する製品がプソイドエフェドリンを含有する製品よりも約10倍多く、とくにOTC薬ではメチルエフェドリンを含有する製品が900以上市販されている⁴⁾。世界アンチ・ドーピング機構が定めたドーピング検査検体の尿中閾値は、プソイドエフェドリンが150 μ g/mLであるのに対して、メチルエフェドリンは10 μ g/mLと低

* 早稲田大学スポーツ科学学術院

2. わが国のアンチ・ドーピング規則違反事例の分析とアンチ・ドーピング活動

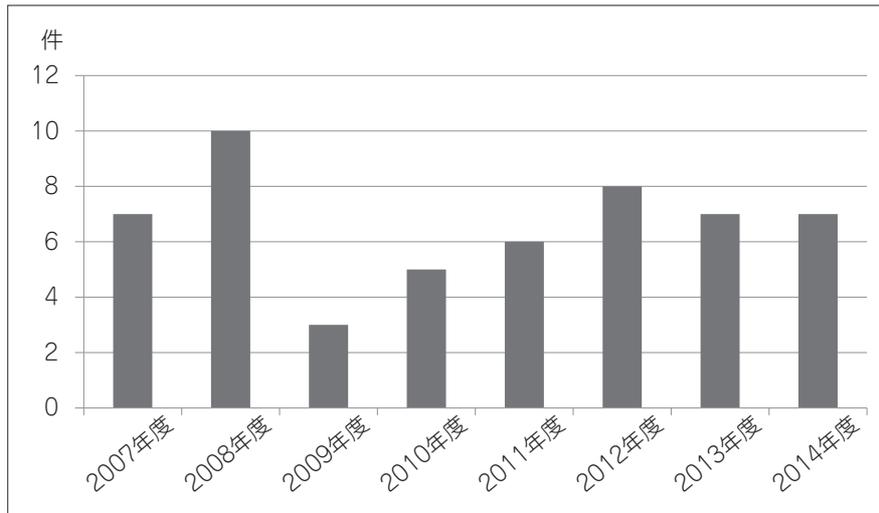


図1 国内のアンチ・ドーピング規則違反数
JADAの事業報告から集計（JADAが結果管理する件数のみ）

Sports Pharmacist スポーツファーマシスト

日本全国のスポーツファーマシスト

お薬に関するお問い合わせは
全国のスポーツファーマシストがお答えします。

■マップから絞り込み

■住所から絞り込み

都道府県: 都道府県を選択 (16文字以内) 郵便番号: (10文字以内)
住所入力: 入力例: 東京都 等

■勤務先名で絞り込み

入力例: O.O.薬局 等
業種:
 病院・診療所勤務 薬局勤務
 ドラッグストア勤務 製薬企業勤務
 大学勤務 その他

■その他で絞り込み

土・日/祝日 対応可 夜間対応可(17時〜)
 学校薬剤師 英語対応可
 手紙返信可

検索

図2 スポーツファーマシストの検索システム
(<http://www3.playtruejapan.org/sports-pharmacist/search.php> より引用)

い⁵⁾。プソイドエフェドリンが禁止表に掲載されたときには、薬物動態が詳細に検討されて、競技会の24時間前までにプソイドエフェドリンを含有した感冒薬等の服薬を中止すれば、違反にならないように閾値が設定された⁶⁾。メチルエフェドリンについても感冒薬等による意図しない違反を減らすために、同様な検討が必要と思われる。

●アンチ・ドーピング情報の入手方法

JADAはアンチ・ドーピング教育と情報提供のために、各種教材や資料を作成し、研修会とアウトリーチを実施している。研修会はJADAが認定した講師により所定のプログラムで行われる。アウトリーチではアンチ・ドーピング活動の重要性を多くの人に知ってもらうために大会会場にブースを設置して資料配布やクイズなどが行われ

る。JADAのホームページには最新のアンチ・ドーピング情報が掲載されており、そのアスリートサイトでは選手、コーチおよびサポートスタッフが必要な情報を得ることができる。

医師は選手に対して禁止物質を治療目的使用する場合の手続きとして治療使用特例（TUE）を理解する必要がある。医師がTUE申請書を記載するときに参照する資料として、JADAは「医師のためのTUE申請ガイドブック」を毎年作成し、ホームページからダウンロードできるようにしている。また、JADAは薬剤師に対してアンチ・ドーピングの講習を行い、所定のカリキュラムを受講した者をスポーツファーマシストとして認定している。スポーツファーマシストは全国に約6,700名（2016年4月予定）認定され、身近なスポーツファーマシストを検索するページが公開されている（図2）。医薬品がドーピング禁止物質に該当するか否かの確認は、身近なスポーツファーマシストに相談することが最も確実な方法と考えられる。また、JADAは医薬品が禁止物質に該当するか否かをオンラインで検索できるサイト「global DRO Japan」を無料公開しており、これらを有効に利用することが望まれる。

●おわりに

2020年に向けてスポーツの魅力や価値を守る

アンチ・ドーピング活動の実効性をさらに高めることが重要であり、アンチ・ドーピングにおける日本のクリーンさを一層推進するためには、選手やサポートスタッフへの正しい情報の周知とドーピングをしないクリーンなアスリートを育てるアンチ・ドーピング教育の充実が必要である。

文 献

- 1) 2014 Anti-Doping Testing Figures Report. World Anti-Doping Agency, 2015.
- 2) 2013 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report. World Anti-Doping Agency, 2015.
- 3) アンチ・ドーピング規律パネル決定報告. 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構, <http://www.playtruejapan.org/disclosure/panel/>
- 4) 医薬品情報データベース. 一般財団法人日本医薬情報センター, <http://database.japic.or.jp/is/top/index.jsp>
- 5) Decision Limits for the Confirmatory Quantification of Threshold Substances. WADA Technical Document, 2014.
- 6) Additional information in regards to the reintroduction of pseudoephedrine to the 2010 Prohibited List. WADA, 2009.